

「ありがとう！大山みんなで応援券」発行事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「ありがとう！大山みんなで応援券」発行事業(以下「本事業」という。)の実施について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本事業は、「ありがとう！大山みんなで応援券」を発行し、全町民に配布することによって、新型コロナウイルスによる経済的又は精神的影響を受けた町民の生活を支援するとともに、地域経済の活性化を通じて町内事業者の経営を支援することを目的として実施する。

(商品券の内容)

第3条 町は、前条に掲げる目的を達成するために「ありがとう！大山みんなで応援券」として次の各号に掲げる商品券を発行し、全町民へ配布する。

- (1) お食事・リフォーム券
- (2) 共通商品券

(商品券配布対象者)

第4条 配布対象となる町民(以下「配布対象者」という。)は、令和2年7月17日現在(以下「基準日」という。)において住民基本台帳に記載された者とする。

(商品券の配布額及び配布方法)

第5条 配布対象者一人当たりに配布する商品券の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) お食事・リフォーム券 5,000円
- (2) 共通商品券 5,000円

2 前項の商品券は1枚1,000円券とし、一人当たりそれぞれ5枚を配布する。

3 前条に規定する配布対象者のうち、昭和21年3月31日以前に生まれ、かつ、町の住民基本台帳に独居として記載された者については、第1項第2号の商品券5,000円分を加算し、配布するものとする。

4 町長は本事業の実施にあたり、同居世帯員分を一括して世帯主へ発送するものとする。

(商品券の使用法等)

第6条 第3条各号に規定する商品券は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる商品又はサービスの対価の弁済に使用することができる。

- (1) お食事・リフォーム券 協賛事業者が提供する、店舗内飲食、デリバリー・テイクアウトサービス、又は別表第1に掲げるサービス
- (2) 共通商品券 前号に規定するサービスを含む、全ての協賛事業者が提供する商品又はサービス

2 使用された商品券の額面金額の合計額が弁済する商品又はサービスの対価の額を上回る場合は、協賛事業者から使用者に対して、当該上回る額に相当する金銭の支払いを行わないものとする。

3 同居の世帯員で交換し又は譲渡する場合を除き、商品券は、交換し、譲渡し、売買し又は担保に供することができない。

4 第1項の規定により使用された商品券は、新たに使用することはできない。

5 商品券は、次の各号に掲げる商品又はサービスの対価の弁済に使用することができない。

- (1) 公共料金又は公租課税
- (2) 換金性の高い商品(商品券、ビール券、図書カード、プリペイドカード、切手等)
- (3) たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- (4) 不動産取引(第1項第1号に掲げる修繕、改築を除く。)
- (5) 出資や債務の支払い
- (6) 仕入等の事業用取引
- (7) 公的医療保険、公的介護保険の自己負担部分
- (8) その他、本事業の目的に照らして不適切と認められる商品の購入又はサービスの提供
(商品券の使用期間等)

第7条 商品券の使用期間は、令和2年8月1日から令和2年11月30日までとする。

2 配布対象者が受領した後に紛失及び滅失、盗難された商品券の効力は無効とし、また、再発行も認めないものとする。

(受領されなかった場合等の取扱い)

第8条 第5条の規定に基づき発送した商品券が宛先不明等により返送された場合は、町が当該商品券を保管するものとする。

2 前項の返送された商品券にかかる配布対象者に対して、町は改めて通知を行い、受領が可能となった場合は、当該配布対象者に商品券を配布するものとする。

3 前項の通知を行い、また第14条の規定による周知を行ったにもかかわらず、配布対象者から申出が無い場合は、当該配布対象者は商品券の受領を辞退したものとみなす。

(協賛事業者)

第9条 町内に事業所を有する法人、団体又は個人であって、本事業の趣旨に賛同し目的の達成に協力することを宣誓した事業者を協賛事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業者は協賛事業者としない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)と密接につながりのあると認められる事業者
- (2) 法人若しくは団体においては代表者及び構成員が、暴力団員等(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。)と認められる者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む事業者
- (4) その他、町長が不適と認める者

(協賛事業者の遵守事項)

第10条 協賛事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本事業の趣旨に賛同し目的の達成に協力すること
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めること
- (3) 町民により適正に使用された商品券の受け取りを拒まないこと

- (4) 第6条に規定する商品券の使用方法を遵守すること
- (5) 不正な商品券（偽造、盗品等）であることが明らかな場合は受取を拒否するとともに町へ状況報告を行うこと
- (6) 協賛事業者であることが明確となるよう、町が配布するチラシ等を商品券使用者にわかりやすい場所に掲示すること
- (7) 業務上知り得た個人情報については、厳粛な管理を徹底し情報漏洩させないこと
- (8) 商品券の使用者に対して、真心を込めて「ありがとう」と伝えること

(協賛事業者の登録等)

第11条 町は、別に作成する募集要項を公示して協賛事業者を募集し、第9条に規定する要件を満たす事業者を協賛事業者として登録する。

- 2 大山町商工会は、その構成員である事業者に代わり、前項の募集に対する申込をすることができる。
- 3 町は、協賛事業者が前条に反する行為を行ったときは、当該事業者の登録を取り消すものとする。

(商品券の換金)

第12条 町は、商品券が使用された場合は、関係協賛事業者に対し、その額面金額の合計額に相当する金銭を支払うものとする。

- 2 協賛事業者は、前項に定める換金を行おうとするときは、「ありがとう！大山みんなで応援券」換金申込書（様式第1号）に、当該協賛事業者の提供する商品又はサービスの対価の弁済として使用された商品券を添えて、町長に提出するものとする。
- 3 換金の方法は、協賛事業者の預金口座への振り込みの方法によるものとする。
- 4 前項に規定する口座振替は、大山町の公金支払日（毎月5日、15日、25日（休日の場合は翌営業日））に行うものとし、公金支払日から起算して7営業日前までに提出された申込について行うものとする。

(換金の期限)

第13条 協賛事業者は、令和2年12月25日までに換金を申し出なければならない。

(周知等)

第14条 町長は、本事業の実施に当たり、事業の内容、協賛事業者の募集等について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月19日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和3年3月31日限りその効力を失う。

別表第1(第6条関係)

工事区分	工事対象	工事例
外部工事	外装	屋根のふき替え、防水、塗装、その他の屋根工事、外壁の張替、塗装、その他の外装工事
	樋	雨樋の取替、改修、その他の樋工事
	構造物	ベランダ、バルコニー、テラス、外付け階段、その他の対象建物に付随する構造物工事
	建具	サッシ、ガラス、網戸の取付・取替、その他の建具工事
	外構	敷地内舗装、排水、門、塀、その他の建物本体部分以外の外部廻り工事
	物置	ガレージ、車庫、物置、その他の付属建物工事
内装工事	内装	床材・壁材・天井材の張替その他の内装又はタイル工事、床材・壁材・天井材の塗装その他の塗装又は左官工事
	畳	畳の入替、張替、その他の畳工事
	建具	ドアの取替、襖・障子の張替、その他の建具工事
	その他	手すりの設置工事(バリアフリー対応のための工事も含む)
住宅設備工事	浴室	ユニットバス化、浴槽の取替、その他の浴室工事
	設備	洗面台の取替、新設工事
	トイレ	便器の購入、設置、修繕その他のトイレ工事
	配管	給水管、排水管及びガス管の取替、その他の配管工事
	電気	配線、スイッチ、コンセントの配置、埋め込み型の照明器具の設置、その他の電気設備工事
	給湯器	給湯器の購入及び設置、修繕、その他の給湯器工事
	キッチン	システムキッチンの設置、ビルドインタイプのガスコンロ及びIHヒーターの設置、その他の厨房工事
その他工事	解体	リフォームに伴う解体工事、その他の解体工事
	構造	基礎、土台、柱、壁、その他構造部分の工事
	増築	建物および付属建物、外構、その他の増築工事
	浄化槽	浄化槽に関する工事
	太陽光	太陽光パネル、蓄電池の設置工事

「ありがとう！大山みんなで応援券」換金申込書

大山町長 様

(協賛事業者)

所在地

事業者名

代表者名

印

標記につき、以下の金額にて、使用済商品券の換金を申込みます。

合計金額 _____ 円 (内訳欄Bの金額)

(内訳)

1. 使用済商品券 (協賛事業者記入欄)

$$\boxed{\text{(A)}} \text{ 枚} \times 1,000 \text{ 円} = \boxed{\text{(B)}} \text{ 円}$$

※ご持参枚数を必ずご記入ください。

換金金額確認欄 (役場記入欄)

換金商品券		振込予定日
枚数(A)	振込金額(B)	
	(A) × 1,000 円	
枚	円	